

3回程度になっている。作業は、春季は井水、道路整備の双方、6月に草刈、8月除草剤散布、秋季はお祭りの前の10月頃に草刈りと井水整備を行っているほか、昨年のように落ち葉が多いときは道路清掃を行うなど、年によって内容が変わることがある。また、^X例年5月30日のごみ拾いと、6～10月の間に智里西自治会から割り振られて国道のごみ拾いを行っている。

(3). 請求の原因2項(3)記載事実は否認する。被告熊谷富美夫(以下単に「被告富美夫」という)が部落長に就任してから、同被告が何らの新たな行為をしたわけではなく、ただ単に甲第4号証の状態が続いているだけのことである。

(4). 請求の原因2項(4)記載事実中、被告加藤正章(以下単に「被告加藤」という)、被告渋谷吉彦(以下単に「被告渋谷」という)が、それぞれ令和2年度、令和3年度の東組組長であったこと、及び同被告らが阿智村から配布される文書を部落長の指示のもとに各戸に配布する役目を負っていたことは認め、その余は否認する。

X みなみ信州農業協同組合と飯伊森林組合からの各戸配布物は、同被告らが東組組長であった当時、既に存在しなかった。

(5). 請求の原因2項(5)記載事実は否認する。

3 請求の原因3、4項記載主張は争う。

4 (1). 請求の原因5項(1)記載事実中、村八分の状態に置かれて以降、原告らの生活や農業に必要な井水が止められたことは否認し、その余の点は不知。

(2). 請求の原因5項(2)記載事実中、被告菊美が阿智村から委託を受けて園原部落の村道につき除雪作業を行っていることは認め、その余はすべて否認する。

5 請求の原因6、7、8項記載主張は争う。

第2 被告らの主張

1 被告熊谷繁（以下単に「被告繁」という）・被告田中和晃（以下単に「被告田中」という）が、原告熊谷章文（以下単に「原告章文」という）に甲第4号証を出した経緯

(1). 平成28年度の園原部落の部落長は訴外熊谷政幸、^{副部落長}記録訴外熊谷朋宏、会計が原告章文、監査被告菊美（訴外熊谷操の次男で、訴外熊谷孝志の実弟）であったところ、平成29年3月初めに予定されていた会計監査の日に、原告章文は姿を見せなかったため監査を行うことができなかったので、後日熊谷政幸部落長が自宅を訪ねるなどして原告章文が監査に姿を現さなかった理由を問いただしたところ、「帳簿類を警察に預けてある」との返事だった。

そこで、熊谷政幸部落長、記録の熊谷朋宏、監査の被告菊美が警察に赴き担当者に面会したところ、担当者がその場で原告章文に架電し、「あなたが帳簿類を警察に預けたというので確認に来た人がいる」と質したところ、原告章文の返事は、「自分はそのようなことは言っていない」とのことであった。

(2). 常時会費の徴収や様々な支出のために設けてある一般会計用通帳（長野県 JA バンク 普通 6158820 園原部落 乙第5号証）も原告章文が返還しないため、部落の運営に支障をきたしたことから、改めて熊谷正幸部落長らが通帳の引き渡しを強く求めたところ、同年5月頃、原告章文はこの通帳だけを返還してきた。」

その結果、原告章文が平成28年度の園原部落会計の立場として保管していた園原部落の預金通帳4通（長野県 JA バンク 普通 6159869 園原部落特別会計、長野県 JA バンク 普通 6165737 園原修景事業、長野県 JA バンク 普通 6261639 園原部落特別会計 NO1、長野県 JA バンク 普通 0004345 園原部落特別会計 NO2 乙第1～4号証）を、部落構成員の了承を得ることなく勝手に解約し、この通帳に振り替えていることが判明した。

これは、原告章文は、かねて園原部落の一員である訴外熊谷操と、その長男である訴外熊谷孝志らが、阿智村から園原部落に支払われるべき金員の一部を横領していると思い込んでおり（御庁令和3年（ワ）第59号損害賠償請求事件ご参照）、その証拠を探ろうとしたためである（乙第6号証の2）。

(3). その後、原告章文は解約済みの4通の預金通帳を返還しなかったの
で、代々の部落長などが機会あるごとに返還を求めたが、原告章文は返還
しない理由を説明することなく、のりくりと返還に応じなかった。

(4). そこで被告菊美は、令和元年12月10日頃に開催された園原部落総
会において、原告章文に解約した4通の通帳の返還に応じない理由を問い
質し、強く説明を求めた。また、被告渋谷は「そんなに必要なら通帳コピー
を取ったらどうか」と助言したにもかかわらず、相変わらず原告章文は
焦点を外した、返事にもならない返事を繰り返すだけで、まともに答えよ
うとしなかった。そこで被告菊美は、あまりにも自分勝手な原告章文の態
度に業を煮やし、「とても原告章文と席を同じくすることはできない」と
述べて部落総会を退席したところ、続いてその場にいた参加者も順次退席
した。後に残った原告章文に対し、被告繁は、再度、必要なら通帳コピー
を取るよう助言したところ、日を置かず原告章文は解約済みの預金通帳類
を返還してきた。

(5). これらの通帳返還と前後して、原告章文は、「熊谷和美と熊谷孝志の両
名を公金横領において刑事告発いたします」「同じ部落の者を訴えるのは
異常事態でありますゆえ、本日をもって部落とのお付き合いは控えさせて
いただきます。ただし、お付き合いをしないのは部落会議だけであって、
部落会費、お役などのことは今まで通り続けさせていただきます」と自ら
記した、令和元年12月11日付被告繁宛文書を、令和元年12月27日
の消印がある封筒で、被告繁、被告渋谷宛送付した（乙第6号証の1,2）。

(6). その後被告繁は、乙第6号証の2の文書の取り扱いを協議するため部

落総会を開き、内容を説明した上で出席者の意見を徴したところ、全員が「部落の意思決定機関である総会に出席しないで、作業や祭りなどの行事に参加するというのは勝手すぎる」という態度を示した。更に被告繁は、部落総会や作業、行事に参加しない場合に出不足金を徴収することになっていることに思いを致し、しかし一方で総会日時や作業、行事の日程を決定して周知するのは総会の時であることから、原告章文の出不足金の取り扱いをどうするかとの発言をしたところ、「総会に出ない人から出不足金を徴収するわけにはいかないから、総会のみならず行事や作業への参加も遠慮してもらわなければならない」という反応であったので、令和2年度の部落長である被告田中と連名で甲第4号証を原告章文に郵送したのである。なお、同総会において原告章文を擁護する意見はまったく出なかった。

2 文書配布の違法性について

原告らは、請求の原因2項(4)で、甲第4号証が配達された令和2年4月4日以降、阿智村、みなみ信州農業協同組合、飯伊森林組合の文書が配布されない旨主張するが、当時既に、みなみ信州農業協同組合、飯伊森林組合の各戸配布物は存在しなかったことは前記の通りであり、阿智村の配布物については、被告田中が阿智村総務課の担当者に事情を説明した上で阿智村が文書を配布してくれるよう依頼し承諾を得ていたのであって、文書配布を受ける利益を侵害され、生活に必要な情報を得られない不便を余儀なくされているといった事情はありうるはずがない。

なお、甲第5号証によれば、阿智村が文書の配布を依頼しているのは行政囑託員としての部落長であり、部落長が配布を返上すれば組長に村から配布物が回ってこない関係にあるから、組長個人に配布の義務などない。

3 被告繁、被告田中、被告富美夫、被告加藤、被告渋谷に関する結論

以上の通り、甲第4号証は、原告章文の言動が招いた結果であって、被告繁、被告田中の行為は、止むに止まれずとった行動であり、社会通

念上許されない共同絶交には到底当たらない。

ましてや被告富美夫は、部落長に就任してから何らの新たな行為をしたわけではなく、ただ単に甲第4号証の状態が続いているだけのことであるし、被告加藤、被告渋谷も、前項記載の通り、文書配布について責任を負う立場にないから、共同不法行為者に当たらないことは更に明白である。

4 被告菊美の行為について

- (1). 原告らは井水について種々主張するが、そもそもこの井水は農業用の井水であり、被告菊美が阿智村から除雪を委託されるようになった平成8年12月の直後に、除雪した雪を井水に流し込んだところ道に溢れてしまうので、同人が井水の管理者に申し出て、水田作業が終わる9月頃から、上流に設けられた止水版を完全に閉鎖してもらい、甲第7号証にある下流の止水板は脇水の流路として完全には閉鎖しない状態にして、今日までそのような慣行となっている。従って、村八分の状態に置かれて以降井水が止められたということではない。

また、原告らが、本件訴訟が提起されるまでに、冬季の井水の減少について被告らに何らかの苦情を申し立てたことなどなかった。

以上の通りであるから、被告菊美が嫌がらせのために井水を止めたという事情など、どこにも存在しない。

- (2). 空き缶については、被告菊美は全く関与しておらず、何故被告菊美の嫌がらせとして数えられるのか、理解に苦しむ。

- (3). ア 被告菊美が阿智村から村道の除雪を委託されたのは平成8年12月からであり、それ以前は阿智村が除雪を行っていた。その当時、原告らが本件で問題にしている道路（以下「本件道路」という）では、使用重機の幅員の関係もあり、村は除雪を行っていなかった。

イ 被告菊美は、除雪を請け負ったときに阿智村が新しく購入したホイールローダーを26年間使用し、その後乙第7号証のホイールローダーに

更新してもらったが、いずれのホイロローダーもほとんど同型で、除雪のための機構であるハイド板の全幅は3.2メートルあり（乙第7号証。なおこの写真は、被告菊美が本年3月14日、智里西自治会館前で撮影したものであり、全長、全幅の書き込みは、被告菊美が実測の上記入したものである）、主要道路から原告章文方に通じる村道の道幅は、進入部分で4.1メートルあるが徐々に狭くなり、原告章文方の表玄関あたりで3.5メートル幅、原告章文方の裏口付近で3.2メートル幅、その後すぐに2.6メートル幅まで狭くなっており（乙第8号証）、全長5.5メートルあるホイロローダーが、本件道路上で方向転換する余地などない。

ウ そのため被告菊美は、平成8年の除雪では、阿智村と同様、本件道路の除雪を行わなかったが、翌年の除雪の際、原告章文の父親である熊谷典章から本件道路の除雪を依頼され、村と相談したところ「道幅の許す範囲で除雪してくれればよい」との返答も得たので、ホイロローダーが侵入できる限度で本件道路の除雪を行うようになった。

被告菊美は、熊谷典章に依頼されて本件道路の除雪を初めて行う際、本件道路上で方向転換ができないことを熊谷典章に相談したところ、熊谷典章から「自宅表玄関に通じる部分を利用して方向転換してくれてよい」との返答を得たので、後部車輪のみを原告ら方に侵入させて方向転換に必要な限度で同部分を利用して方向転換することとし、現在まで同様の方法で方向転換している。

エ 被告菊美は、本年2月頃、役場担当者から「原告方から宿直に電話があり、除雪作業が不十分である旨の電話があった」と聞かされたが、それまでは原告方から除雪について云々されたことなど全くなかった。

オ 以上の通り、被告菊美の除雪作業に不十分なところなど全くなく、原告らが問題とする村八分などとは全く関係がない。

カ 甲第8号証の写真のうち「阿智村所有のホイールローダー」として提出された写真について、以下の通り釈明を求める。

(ア) 原告熊谷美紀は、いつ、どこでこれを撮影したのか。

(イ) 写っている重機が阿智村所有であるとの根拠はどこにあるのか。

甲第7、8号証全般については、この求釈明に対する回答を得た後で改めて被告側の主張を行う。